

平野生活と健康を守る会との協議等議事録（要旨）

平野区役所生活支援課

1 日 時 令和7年12月5日（金） 午後2時 ～ 午後4時

2 場 所 平野区役所 5階 501 会議室

3 団 体 名 平野生活と健康を守る会

4 協議等の趣旨 生活保護関係についての要望

5 出 席 者

（団体側）

代表者 他 29 人

（本 市）

平野区役所 11 人

6 議 事

（1）最高裁判決について（要望事項①）

[団体要望概要]

- ・生活保護基準引き下げ訴訟に対する最高裁判決が出て、補正予算が生まれ、今年度中に支給ということになると思うが、具体的にはどのようなになるのか。
- ・平野区として、生活保護世帯の生存を守る立場から、国に対して積極的に発言等を行ってほしい。

[本市説明概要]

- ・今年度の支給予定と聞いているが、具体的には何も決定しておらず、詳細についてはまだお伝え出来ない状況である。
- ・国と地方において協議が行われており、大阪市としても参加し国に対して発言を行っている。

（2）保護の決定について（要望事項②）

[団体要望概要]

- ・保護決定が 2 週間以内に行われても、実際の支給が 3 週間ぐらいかかる事例が多い。

- ・先日、無一文で申請された方は、急いで処理していただきもっと早く支給された。なぜそのような違いが出るのか。

[本市説明概要]

- ・受付面接時等に困窮状態をお伺いしている為、できるだけ早く支給するよう努力している。
- ・区役所で決定処理を行い、そこから本庁で、振り込みの手続きをするのに5営業日かかることになり1週間とお伝えしている。
- ・多少所持金を持っていても、生活保護の申請は可能(収入認定等の取扱い一部あり)

(3) 申請時の所持金の確認について(要望事項④)

[団体要望概要]

- ・保護申請時に、財布の中身まで調べる人権侵害はやめること
現在の受付面接の人ではないかもしれないが、財布の中身まで見るという事例があった。このような指導を行っているのか。

[本市説明概要]

- ・財布の中身を確認するという指導は行っていない。
保護申請時の所持金については、本人からの申請に基づき確認を行っているので、再度徹底してまいりたい。

(4) 8050 問題について(要望事項⑤)

[団体要望概要]

- ・長期の引きこもりの人が増えている状況であり、受付面接で一律に検診命令を行わないこと。また、引きこもりの人への就労指導は行わないこと
- ・生活保護の開始後にケースワーカーから本人へ寄り添った相談、指導を行ってほしい。

[本市説明概要]

- ・一律に検診命令を出しているわけではなく、個々の状況に応じた対応を行っている。受診していただく一つのきっかけとして、促している。
- ・就労指導について、資格をもった就労支援員が対応し、社会へ一歩踏み出すような支援をしているので、活用をしていただければと思っている。

(5) 住宅扶助について(要望事項⑦)

[団体要望概要]

- ・転居の際の敷金上限額の誤りについて、10数年放置されていたのはなぜか。差額は支給されたのか。
- ・住宅環境がすごく悪い場合は転居指導となるのか。

[本市説明概要]

- ・福祉局から示された基準額を信じ込んでしまっていた事が是正できなかった原因。

今後疑問が生じた場合は福祉局に確認を行うなど適正な事務処理に努めていく。

- ・直近過去5年分の対象者に対しては、差額分を支給済みである。
- ・家賃が高い場合に転居指導になる。住宅環境が悪い場合は、本人の申し出により検討することになる。

(6) 公営住宅の当選について (要望事項⑦)

[団体要望概要]

- ・公営住宅の募集に応募したらケースワーカーに相談するのだが、家賃が安くなるにもかかわらず、ケースワーカーは最初に敷金や引越代を自弁できるのか聞いてくる。そうすると支給されないのではと悩み、あきらめてしまう。当選して相談した場合も同じである。毎年この問題が出てくる。先に断る方向に動くのはなぜか。これは水際作戦で、そういう指導をしているのではと勘ぐってしまう。

[本市説明概要]

- ・公営住宅に当選した場合の対応について、ケースワーカーには相談があれば丁寧に説明し、申請の意思があれば申請してもらうように指導を行っている。

(7) クーラーの設置について (要望事項⑧)

[団体要望概要]

- ・熱中症は命にかかわることでもあるので、もともとエアコンのない住宅に住んでいる場合や、エアコンが古くなり修理や買い替えが必要な場合は扶助してほしい。またエアコンのない住宅に住んでいる場合、劣悪な住居ということで転居指導はできないか。

[本市説明概要]

- ・新規開始時や保護を開始して間もない方などに対して、冷房器具の持ち合わせがない方にはケースワーカーより説明している。
- ・転居時にもエアコンの有無を確認している。保護受給中に故障した場合は支給対象外となっており、区社会福祉協議会の生活福祉資金の制度を案内している。
- ・エアコンがないことにより熱いから劣悪な住居に住んでいるという理由で転居指導は難しい。

(8) 医療費の一部負担について (要望事項⑫)

[団体要望概要]

- ・医療費の一部負担の導入を国に具申しないこと

[本市説明概要]

- ・ご意見があったことを福祉局へ伝える。

(9) 国保加入について (要望事項⑬)

[団体要望概要]

- ・国が生活保護受給世帯に国保加入をさせる動きがあると聞いているが、どうなのか。

[本市説明概要]

- ・現状では、そのような情報はない。

(10) マイナンバーカードについて（要望事項⑭）

[団体要望概要]

- ・生活保護受給者で、マイナンバーカードで受診している人数を把握しているか。

[本市説明概要]

- ・マイナンバーカードで受診している人数については把握していないが、現状では、多くの方が医療券により受診している状況となっている。

(11) 葬祭扶助について（要望事項⑱）

[団体要望概要]

- ・夫婦で生活保護を受給している場合はどうしたらいいのか。
- ・葬祭扶助の金額の上限はいくらか
- ・単身世帯の保護受給者で親族がいない場合や、親族との関係が疎遠な場合の支給はどうなるのか。

[本市説明概要]

- ・生活保護を受けている場合は、ケースワーカーへ相談してほしい。
- ・葬祭扶助の金額の上限は 227,640 円、（火葬料除く、読経料含む）
- ・単身世帯の場合は、戸籍調査等をおこない親族の方へ説明を行っている。親族がいない場合や、親族が拒否される場合など、葬祭される方がいない場合は、病院で死亡された場合は病院長、自宅で死亡された場合は家屋管理者や家屋所有者による申請にて区役所で葬儀を行う。
- ・お亡くなりになられたら、すぐに区役所へ電話してほしい。休日などの場合は葬祭業者へ連絡し、休み明けすぐに区役所へ連絡をしてほしい。